

洲本市新設小児科等医療機関運営支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、洲本市補助金等交付規則（平成18年洲本市規則第52号。以下「交付規則」という。）第27条の規定に基づき、洲本市（以下「市」という。）の住民が安心して子供を産み、育てることのできる環境を整備するため、新設小児科等医療機関運営支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、交付規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「小児科等医療機関」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（第4条において「病院等」という。）であって、診療科名中に小児科を有するものをいう。

3 この要綱において「年度」とは、市の会計年度をいう。

(補助の実施)

第3条 市は、予算の範囲内において、次条に規定する小児科等医療機関の運営を行う者に対し、その経費の一部を補助するものとする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市の区域内において、小児科等医療機関を新たに開設し、又は既設の病院等で新たに小児科の診療科名を標ぼうした個人（医師に限る。）又は法人（国又は地方公共団体を除く。）であって、当該小児科等医療機関について次の各号のいずれにも該当する運営を行うものとする。

(1) 当該小児科等医療機関を開設した日（次条第1項において「開設日」という。）から起算して10年を経過する日までの間、継続して次に掲げる要件を備えること。

ア 当該小児科等医療機関において小児科の医業が行われること。

イ 当該小児科等医療機関に5年以上の臨床経験を有する小児科医を置くこと。

ウ 一般社団法人洲本市医師会に加入すること。

エ 市との有機的な連携を図り、市の保健、医療又は福祉に関する施策の実施に積極的に協力すること。

(2) 本補助金の額の算定の基礎となった次条に規定する補助対象経費について、他の補助金等の交付を受けておらず、今後も受けないこと。

(3) 洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（令和元年洲本規則第1号。第7条第1号オにおいて「制限規則」という。）第3条第1項に規定する市税等の滞納者でないこと。

(4) 洲本市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成25年洲本市告示第13号）第2条第5号に規定する役員等が洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象者としてふさわしくないと認める者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する小児科等医療機関の運営に直接要する経費（開設日から起算して4年を経過する日までの間に支出される経費に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長がこの要綱の趣旨に照らして不相当と認めるものを除く。

(1) 備品購入費（当該小児科等医療機関において小児科の医業に供される機械、器具その他の備品の購入又は賃貸借に要する経費（当該備品の運搬又は設置（設置に必要な工事を含む。）に要する経費を含む。）をいう。以下同じ。）

(2) 看護職員人件費（当該小児科等医療機関において雇用されている小児科の業務に従事する助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の基本賃金、所定時間外割増賃金又は賞与をいう。以下同じ。）

2 前項の場合において、補助事業者等（補助事業者等が法人であるときは、当該法人又はその役員）又はその配偶者、4親等内の血族若しくは3親等内の姻族に対して支出する経費（実質的にこれと同一視される経費を含む。）は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額(当該額が500万円を超えない範囲内で市長が定める額を超えるときは、当該市長が定める額)とする。

(1) 備品購入費 当該年度に補助事業等として補助対象者が支出した備品購入費(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)を合算した額に2分の1を乗じて得た額

(2) 看護職員人件費 当該年度に補助事業等として補助対象者が支出した看護職員人件費を合算した額

(交付申請書の添付書類)

第7条 交付規則第3条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 備品購入費 次に掲げる書類

ア 事業計画(報告)書(様式第1号)

イ 次に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ当該補助対象者に係る次に定める書類及び当該小児科等医療機関の管理者となるべき医師の(ア)に掲げる書類

(ア) 個人 当該個人に係る医師法(昭和23年法律第201号)第6条第2項に規定する医師免許証の写し、同法第16条の6第2項に規定する臨床研修修了登録証の写し(同条第1項の規定による登録を受けた者に限る。)及び履歴書

(イ) 法人 当該法人に係る定款の写し又は寄附行為の写し及び全部事項証明書

ウ 備品購入費に係る契約書の案の写し及び見積書(その内訳が確認できるものに限る。)の写し(これに準ずるもので市長が適当と認めるものを含む。)

エ 誓約書(様式第2号)

オ 市歳入金情報に関する同意書(制限規則別記様式)

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 看護職員人件費 次に掲げる書類

ア 前号ア、イ、エ及びオに掲げる書類

イ 看護職員の労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項に規定する労働者名簿の写し

ウ 看護職員の労働条件通知書(労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第4項に規定する書面をいう。)の写し

エ 看護職員の保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第12条第5項に規定する助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証の写し

オ その他市長が必要と認める書類

(意見の聴取)

第8条 市長は、交付規則第4条の規定により本補助金の交付の決定をしようとするときは、あらかじめ、洲本市新設小児科等医療機関運営支援補助金審査会の意見を聴くことができる。

(交付の条件)

第9条 市長は、交付規則第4条の規定により本補助金の交付の決定をするときは、交付規則第5条第1項の規定により、補助対象者に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 交付規則並びに第4条第1号、第13条及び第14条の規定その他この要綱の規定を遵守すべきこと。

(2) 市長が別に定めるところにより、毎年度、当該小児科等医療機関の運営及び診療の状況その他必要な事項を市長に報告すべきこと。

(3) 当該小児科等医療機関を1年を超えて休止してはならないこと。

(4) 当該小児科等医療機関を休止し、再開し、廃止したとき又は医療法に基づく不利益処分を受けたときは、直ちにその内容を市長に届け出るべきこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(軽微な変更)

第10条 交付規則第5条第1項第4号及び第10条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更であって、当該変更額が当該経費の配分額の2割以内

のもの

- (2) 補助事業等の内容の変更（本補助金の増額を伴う場合を除く。）であって、当該変更額が当該補助事業等に要する経費の2割以内のもの
- (3) 補助事業等の細部の変更であって、補助事業等の目的及び効果に影響を及ぼさないもの（実績報告書の添付書類）

第11条 交付規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 備品購入費 次に掲げる書類
 - ア 事業計画（報告）書
 - イ 備品購入費に係る契約書の写し及び領収書の写しその他補助対象経費の支出の事実を証するに足りる書類（その内訳が確認できるものに限る。）の写し（これらに準ずるもので市長が適当と認めるものを含む。）
 - ウ 第5条第1号に掲げる備品の設置前、設置中及び設置後の写真
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 看護職員人件費 次に掲げる書類
 - ア 事業計画（報告）書
 - イ 看護職員の労働基準法第108条に規定する賃金台帳の写し
 - ウ その他市長が必要と認める書類（実地調査等）

第12条 市長は、交付規則第14条第1項の規定により本補助金の額の確定をしようとするときは、あらかじめ、当該小児科等医療機関の実地調査その他の必要な調査を行うものとする。この場合において、洲本市新設小児科等医療機関運営支援補助金審査会の意見を聴くことができる。

（書類等の保存期間）

第13条 補助事業者等は、交付規則第16条の規定により整備した書類、帳簿等を当該補助事業等が完了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（財産の処分制限）

第14条 交付規則第21条第1項第4号に規定する市長が指定する財産は、本補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械又は器具であって、その価額が50万円以上のものとする。

2 交付規則第21条第2項の規定により定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

（洲本市新設小児科等医療機関運営支援補助金審査会）

第15条 洲本市新設小児科等医療機関運営支援補助金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第16条 審査会は、この要綱の規定によりその権限に属させられた事項その他本補助金に関する重要事項を審査する。

第17条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

第18条 会長は、洲本市副市長事務分担規則（平成18年洲本市規則第177号）第2条第1項第1号に規定する副市長をもって充てる。

2 会長は、審査会の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第19条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画情報部長
- (2) 財務部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 健康福祉部長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、審査会の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として市職員のうちから市長が指定する者

第20条 審査会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

第21条 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(補則)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。
(この告示の失効に伴う経過措置)
- 3 令和9年3月31日前に交付規則第4条の規定による本補助金の交付の決定を受けた者が支出した補助対象経費（開設日から起算して4年を経過する日までの間に支出した経費に限る。）に係る補助等については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。